会 議 録 (要 旨)

会 議 名	庁 議
開催日時	令和5年10月26日(木)午後1時25分~午後2時
開催場所	3 0 1 会議室
	出席者:市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、総務部危機 管理担当部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉
出席者及び	部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市
欠 席 者	整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学
	校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者
	欠席者:なし
議題	1 令和5年第4回市議会定例会提出議案について
	2 その他
結 論	議題1:提案のとおり提出議案として決定する。
(決定した方 針、残された問	議題2:令和5年第4回市議会定例会の招集期日は12月1日(金)で
題点、保留事項等を記載する。)	ある。
	議題1 令和5年第4回市議会定例会提出議案について (1) 武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例 (総務部長提出) 常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定する必要があるので、本案を提出する。
審 議 意見でします。 経 見でしまいる。 会 1 を言同に を言同に の 1 を言同に の 2 を言同に の 3 を言同に の 4 が 3 を言同に の 6 での印 5 でののです。 の 6 でののです。 の 7 でののです。 の 7 でののです。 の 7 でのです。 の 7	1 点目は、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を100 分の10引き上げて、100分の237.5、年間100分の4
	65とする。
	2点目は、令和6年度以降の期末手当の支給割合を、6月期及び12月期が均等になるよう各100分の232.5に改める。 施行期日について、1点目は、公布の日から施行し、令和5年 12月1日から適用する。2点目は、令和6年4月1日から施行 する。 (結論)
	提出議案として決定する。 (2) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (総務部長提出) 一般職の職員の給料の額及び勤勉手当の支給割合を改定する必要があるので、本案を提出する。 1点目は、行政職給料表(1)について、東京都に準拠する形で、

初任層に重点を置きつつ、全級全号給について引上げる。

2点目は、勤勉手当の支給割合を100分の10、再任用職員は100分の5引き上げる。

3点目は、令和6年度以降の勤勉手当の支給割合を6月期及び 12月期が均等になるようそれぞれ改める。

施行期日について、1点目は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。2点目は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。3点目は、令和6年4月1日から施行する。

なお、1、2、3点目について、いずれも、職員組合と協議中である。

また、職員の給与改定は、東京都人事委員会の勧告に準じて実施しており、主な勧告内容以下のとおりである。 1 点目、行政職給料表(1)を初任層に重点を置きつつ、全級全号給について引上げ改定する(平均改定率 0.9%)。 2 点目、勤勉手当の年間支給月数を 0.1 0 月分引上げる。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 武蔵村山市都市計画税条例の一部を改正する条例 (市民部長提出)

都市計画税の税率の特例の適用期間を延長するとともに、当該 期間における税率を改める必要があるので、本案を提出する。

都市計画税の税率の特例の適用期間を3年間延長するとともに、当該期間における税率を100分の0.26から100分の0.27に改める。

施行期日については、令和6年4月1日から施行する。 (結 論)

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市民総合センター設置条例の一部を改正する条例 (高齢・障害担当部長提出)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正に伴い、 武蔵村山市民総合センター子ども・子育て支援センターの名称を 改める必要があるので、本案を提出する。

第5条第5号及び別表第1中「子ども・子育て支援センター」 を「子ども家庭センター」に改める。

施行期日については、令和6年4月1日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (市民部長提出)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康 保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)の公布 に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の軽 減措置に関する規定を追加し、併せて規定を整備する必要がある ので、本案を提出する。

出産予定又は出産した被保険者について、出産予定日(出産日)の属する月の前月(多胎妊娠の場合は3か月前)から出産予定日の翌々月までの4か月間(多胎妊娠の場合は6か月)の保険税が軽減対象であり、これに伴う規定を追加する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 令和5年度武蔵村山市一般会計補正予算(第6号)

(企画財政部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規 定により、本案を提出する。

補正予算額は2億3,931万3千円、補正後歳入歳出総額3 33億9,091万6千円である。主な内容としては、歳入概要 は、国民健康保険事業特別会計繰入金、社会保障・税番号制度シ ステム整備費補助金、新型コロナウイルス感染症対策事業費補助 金等、歳出概要は、国都支出金過年度分返還金、保育所児童委託 運営経費、職員人件費等である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 令和5年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1号)

(市民部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規 定により、本案を提出する。

補正予算額は1億3,609万1千円、補正後歳入歳出総額は81億8,526万6千円である。主な内容としては、歳入概要は、決算の確定に伴う前年度繰越金の増、歳出概要は、実績に伴う保険給付費等交付金過年度分返還金の増である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 令和5年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算(第2号) (高齢・障害担当部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規 定により、本案を提出する。

補正予算額は55万1千円、補正後歳入歳出総額は59億1, 926万7千円である。要求内容としては、歳入は介護準備費等 準備基金繰入金の増額、歳出は、地域支援事業費及び介護保険料 還付金の増額である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 令和5年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算(第2号) (建設管理担当部長提出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規 定により、本案を提出するもの

収益的支出は、補正予算額2,613万4千円、補正後予算額13億7,516万6千円、資本的収入は、補正予算額△6,725万6千円、補正後予算額5億6,136万1千円、資本的支出は、補正予算額3,286万1千円、補正後予算額8億7,001万2千円である。

主に、新青梅街道拡幅に伴う管きょ改良工事の増、かたくりの 湯入口交差点の管きょ改良工事等の減によるものである。

なお、新青梅街道拡幅に伴う管きょ改良工事については、令和6年度からの工事を予定していたが、東京都からの要請及び市としても多摩都市モノレールの早期延伸を図るため、時期を前倒して実施するものである。令和5年度から令和6年度にかけて、都市核土地区画整理事業区域の範囲で、新青梅街道の北側と南側に汚水管の布設替え工事を行うものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) (仮称) 武蔵村山市防災食育センター整備工事(建築・昇降機・ 解体工事) の請負契約の一部変更について

(総務部長提出)

(仮称) 武蔵村山市防災食育センター整備工事(建築・昇降機・解体工事) の請負契約の金額を変更する必要があるので、本案を提出する。

(仮称) 武蔵村山市防災食育センターの整備に係る建築・昇降機・解体工事において、契約約款第25条第6項の規定に基づき請負者から賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更の請求があったことから、同条第7項の規定に基づき市と請負者において契約金額の変更額について協議を行った。当該協議の結果を踏まえ、契約金額を増額するもの。

契約金額の変更は、「1,732,071,000円」を「1,749,946,440円」 (予定)に変更する。請負者は、村本・砂川建設共同企業体、工 期限は令和7年1月31日である。

なお、現在、防衛省への変更承認申請を行っており、交付決定 日によっては追加予定として扱う。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) (仮称)武蔵村山市防災食育センター整備工事(機械設備工事) の請負契約の一部変更について

(総務部長提出)

(仮称)武蔵村山市防災食育センター整備工事(機械設備工事) の請負契約の金額を変更する必要があるので、本案を提出する。

(仮称) 武蔵村山市防災食育センターの整備に係る機械設備工事において、契約約款第25条第6項の規定に基づき請負者から賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更の請求があったことから、同条第7項の規定に基づき市と請負者において契約金額の変更額について協議を行った。当該協議の結果を踏まえ、契約金額を増額するもの。

契約金額の変更は、「1,243,000,000円」を「1,267,398,110円」 (予定)に変更する。請負者は、装芸・日産建設共同企業体、工 期限は令和7年1月31日である。

なお、現在、防衛省への変更承認申請を行っており、交付決定 日によっては追加予定として扱う。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) (仮称) 武蔵村山市防災食育センター整備工事(電気設備工事) の請負契約の一部変更について

(総務部長提出)

(仮称)武蔵村山市防災食育センター整備工事(電気設備工事) の請負契約の金額を変更する必要があるので、本案を提出する。

(仮称) 武蔵村山市防災食育センターの整備に係る電気設備工

事において、契約約款第25条第6項の規定に基づき請負者から 賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更の請求があったこと から、同条第7項の規定に基づき市と請負者において契約金額の 変更額について協議を行った。当該協議の結果を踏まえ、契約金 額を増額するもの。

契約金額の変更は、「528,000,000円」を「531,014,110円」(予定)に変更する。請負者は、株式会社大三洋行、工期限は令和7年1月31日である。

なお、現在、防衛省への変更承認申請を行っており、交付決定 日によっては追加予定として扱う。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市民総合センター地域包括支援センターの指定管理者 の指定について

(高齢・障害担当部長提出)

武蔵村山市民総合センター地域包括支援センターの指定管理者 を指定する必要があるので、本案を提出する。

公の施設の名称は、武蔵村山市民総合センター地域包括支援センター、所在地は、武蔵村山市学園四丁目5番地の1である。

指定管理者の名称は、社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会、 所在地は、武蔵村山市学園四丁目5番地の1、代表者は会長 大 谷恵美子である。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センターの指定管理者の指定について

(高齢・障害担当部長提出)

武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉センターの指定管理 者を指定する必要があるので、本案を提出する。

公の施設の名称は、武蔵村山市民総合センター身体障害者福祉 センター、所在地は、武蔵村山市学園四丁目5番地の1である。

指定管理者の名称は、社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会、 所在地は、武蔵村山市学園四丁目5番地の1、代表者は、会長 大 谷恵美子である。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日ま

でである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市民総合センター障害者地域自立生活支援センターの 指定管理者の指定について

(高齢・障害担当部長提出)

武蔵村山市民総合センター障害者地域自立生活支援センターの 指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出する

公の施設の名称は、武蔵村山市民総合センター障害者地域自立 生活支援センター、所在地は、武蔵村山市学園四丁目5番地の1 である。

指定管理者の名称は、社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会、 所在地は、武蔵村山市学園四丁目5番地の1、代表者は、会長 大 谷恵美子である。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) 武蔵村山市民総合センターボランティア・市民活動センターの 指定管理者の指定について

(協働推進部長提出)

武蔵村山市民総合センターボランティア・市民活動センターの 指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出する。

公の施設の名称は、武蔵村山市民総合センターボランティア・ 市民活動センター、所在地は、武蔵村山市学園四丁目5番地の1 である。

指定管理者の名称は、特定非営利活動法人むさしむらやま子ど も劇場、所在地は武蔵村山市大南五丁目56番地の1パピョン大 南205号、代表者は、理事長 佐藤哲子である。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(17) 武蔵村山市立緑が丘ふれあいセンターの指定管理者の指定について

(協働推進部長提出)

武蔵村山市立緑が丘ふれあいセンターの指定管理者を指定する 必要があるので、本案を提出する。

公の施設の名称は、武蔵村山市立緑が丘ふれあいセンター、所 在地は、武蔵村山市緑が丘1460番地である。

指定管理者の名称は、シーズプレイス・東建社グループ、所在地は、立川市錦町一丁目4番4号サニービル2F、代表者は、株式会社シーズプレイス代表取締役 森林育代である。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(18) 武蔵村山市立緑が丘高齢者サービスセンター高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

(高齢・障害担当部長提出)

武蔵村山市立緑が丘高齢者サービスセンター高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出する。

公の施設の名称は、武蔵村山市立緑が丘高齢者サービスセンター高齢者在宅サービスセンター、所在地は、武蔵村山市緑が丘1460番地である。

指定管理者の名称は、社会福祉法人武蔵村山正徳会、所在地は、 武蔵村山市伊奈平四丁目10番地の2、代表者は、理事長 笹本 悦弘である。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(19) 武蔵村山市立緑が丘高齢者サービスセンター地域包括支援センターの指定管理者の指定について

(高齢・障害担当部長提出)

武蔵村山市立緑が丘高齢者サービスセンター地域包括支援センターの指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出する。

公の施設の名称は、武蔵村山市立緑が丘高齢者サービスセンター地域包括支援センター、所在地は、武蔵村山市緑が丘1460番地である。

指定管理者の名称は、社会福祉法人武蔵村山正徳会、所在地は、 武蔵村山市伊奈平四丁目10番地の2、代表者は、理事長 笹本 悦弘である。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(20) 市道路線の廃止について

(建設管理担当部長提出)

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、路線を廃止するので、同条第3項の規定により、本案を提出する。

路線名は、一般市道A第188号線、起点は、武蔵村山市神明 一丁目36番地先、終点は、武蔵村山市神明一丁目30番地先、 幅員は、1.82m、延長は37.78mである。

なお、本路線は、個人施行の神明一丁目土地区画整理事業の実施に伴い路線を廃止するものである。当該路線の南側に位置する一般市道A第307号線及び308号線については、無電柱化のための電線共同溝を設置するため、先行して路線の認定を行う必要があったことから、令和4年第2回市議会定例会において既に路線認定がされている。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 教育委員会委員の任命について

(企画財政部長提出)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第 162号)第4条第2項の規定により、本案を提出する。

武蔵村山市教育委員会の委員が、令和5年12月31日付で任 期満了となるので、後任の委員を任命するものである。

任期は、令和6年1月1日から令和9年12月31日まで(任期4年)で任命する委員は1名である。

なお、大野順布氏の任期満了によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

議題3 その他

令和5年第4回市議会定例会の招集期日は12月1日(金)である。

会議録の開示 ・非開示の別	☑開 示□一部開示(□非 開 示(根拠法令等: 根拠法令等:)
庶務担当課	企画財政部	企画政策課	(内線:373)	

(日本産業規格A列4番)